

2012 年の実質会期

2012 年 7 月 2-27 日

議事日程議題 2 (c)

閣僚級部会：年次閣僚級レビュー

議長により提出された 2012 年閣僚級部会の閣僚宣言案

ミレニアム開発目標達成のための全レベルの包括的、持続可能かつ公平な経済成長の文脈における、貧困撲滅のための生産能力、雇用およびディーセント・ワークの促進

2012 年 7 月 2 日から 9 日までニューヨークにおいて開催された経済社会理事会の実質会期の閣僚級部会に参加した閣僚および代表団の長は、

「ミレニアム開発目標達成のための全レベルの包括的、持続可能かつ公平な経済成長の文脈における、貧困撲滅のための生産能力、雇用およびディーセント・ワークの促進」という閣僚級部会のテーマを審議し、

国際連合の主要会議および経済、環境、社会と関連分野の首脳会合における生産能力、雇用そしてディーセント・ワークを促進することに対する約束を再確認し、

国際連合貿易開発会議の第 30 回会期の成果を想起し、同会議を主催したカタールの政府および国民に謝意を表明し、

「わたしたちが望む未来」と題する国際連合持続可能な開発会議の成果文書をまた想起

* 2012 年 7 月 10 日に技術的理由により再発行。

し、

2012年5月13日から16日まで中国の上海において開催された、第三回技術職業教育・訓練国際会議の国際連合教育科学文化機関による開催をさらに想起し

2012年12月11日および12日にモスクワにおいて開催されるディーセント・ワークに関する閣僚級国際会議に期待し、

女性と若者を含む全ての人々の完全で生産的な雇用そしてディーセント・ワークの目標を、ミレニアム開発目標の達成に関する我々の努力の一部として、関連する我々の国内と国際の政策、並びに貧困撲滅戦略を含む我々の国内開発戦略の中心的な目的とする決意を再確認し、

貧困撲滅は、とりわけアフリカや後発開発途上国において、またいくつかの中所得国において、今日世界が直面する最大規模の地球的課題の一つであることをまた再確認し、そして持続可能な、広範囲にわたる基盤を有する、完全で生産的な雇用創出を含む包括的経済成長およびディーセント・ワークを促進することの重要性を強調し、

労働の権利、自由な職業の選択の権利、労働の正当かつ好ましい条件の権利および失業に対する保護の権利に関する世界人権宣言第23条を想起し、また経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約の締約国の国際的約束と義務、並びに国際労働機関の関連する国際的に合意された労働条件、そして発展の権利を含む全ての人権を再確認し、

中でも生産能力、完全で生産的な雇用および全ての者のディーセント・ワークを促進することによって、ミレニアム開発目標を含む全ての国際的に合意された開発目標の達成に対する我々の約束を再確認し、

国際労働機関の公正なグローバル化のための社会正義宣言および労働における基本的原則並びに権利に関する宣言とそのフォローアップを想起し、

全ての人々の完全で生産的な雇用そしてディーセント・ワークの促進における国際労働機関の主導的役割を再確認し、

とりわけ若者の間の、失業および不完全雇用が高水準で継続していることに深い懸念を表明し、

社会基盤の不足に取り組むことを含む、発展途上国、とりわけ後発開発途上国の生産能力の強化の必要性を認識し、

生産能力、雇用およびディーセント・ワークに関する経済社会理事会の審議に対する、理事会によってニューヨークで 2012 年 5 月 4 日に開催されたユース・フォーラムの貢献をまた認識し、

さらに、2012 年の年次閣僚級評価のための地域準備会合の貢献および勧告を認識して、

以下の宣言を採択した。

1. 我々は、世界経済の復興に対して脅威となる世界的な金融および商品市場における騒乱や広範囲に及ぶ財政的な圧力を含む、世界経済が顕著な悪化のリスクを伴った新たな挑戦的な段階に突入しようとしていることを認識しつつ、世界の金融と経済危機の、とりわけ発展に対する、現在進行中の有害な影響に関して深い懸念を表明し、また制度的な脆弱性や不公平性に対処し続ける必要性、そして生産能力、ディーセント・ワークを促進するための努力を継続する必要性を強調する。

2. 我々は世界が深刻な社会的、環境的および経済的課題に直面していること、そして持続的、包括的また公平な経済成長そして持続可能な発展は引き続き決定的であることを認識する。我々は、モントレイ・コンセンサスを実施するための具体的な行動を取る決意、そしてミレニアム開発目標を含む、国際的に合意された開発目標の達成を支援するグローバル・パートナーシップと連帯の精神における開発のための資金調達の課題に対処する決意を再確認する。

3. 我々は、人々が持続可能な開発の中心にあること、そしてこの文脈において、我々は、公正、公平かつ包括的である世界をめざすことを認識し、また我々は、持続的で包括的な経済成長、社会開発および環境保護を促進するためにそしてそのことにより全ての者を利するように共に努力することを約束する。

4. 持続可能な開発のあらゆる次元においてそれを達成するためには、我々は、全段階において持続可能な開発をさらに主流化すること、経済的、社会的および環境的側面を統合することそしてそれらの間の関連性を認識することに対する必要性を認める。

5. 我々は、持続可能な開発を達成するために緊急な行動を取る決意を想起する。従って、我々は今日までの進展及び持続可能な開発に関する主要サミットの成果の実施においてまだ残存する欠落点を評価し、そして新たなそして出現しつつある課題に対処して、持続可能な開発に対する私たちの約束を再確認する。私たちは、国際連合持続可能な開発会議の主題、すなわち持続可能な開発と貧困撲滅の文脈におけるグリーン・エコノミー、そして持続可能な開発のための制度的枠組、に対処する決意をくり返し表明する。

6. 我々は、持続的で、包括的かつ公平な経済成長の促進は、ミレニアム開発目標の達成に向けた進展を加速するためにまた持続可能な開発を促進するために必要であるが、それだけでは不十分であること、そして成長は、全ての人々、とりわけ貧しい人々、が経済的機会に参加しそしてそれからの利益を得て、また仕事の創出、収入の機会を導き、かつ実効的な社会政策によって補完されるべきことを強調する。

7. 我々は、国内の開発政策を強化すること、生産力における投資を喚起すること、事業の開始と成長を援助することおよび全ての人々の完全で生産的な雇用そしてディーセント・ワークの機会を促進する観点で、全ての段階における調整を強化するための更なる努力を要請する。

8. 我々は、国際連合システム内でまた国際金融機関とともにこの分野における協力および一貫性を強化することによって、持続的で、包括的かつ公平な経済成長を通じることを含む、国家、地域と世界的な段階における、成長の回復、そして仕事が多様である状況の回復を促進するための活動の中心に、生産的雇用をすすめるための継続的努力を支持する。

9. 我々は、適切な場合には、「仕事に関する世界協定」に規定される政策的アプローチを採用すること、各国の状況や優先事項に合った措置を導入することを約束する。

10. 成長、回復力、社会正義及び結束を育成しつつ公式経済において雇用されていない者も含む、社会の全ての構成員の、社会的保護を提供する必要性を強調する。これに関連して、我々は全ての市民に対して社会的保護の床を提供することを目的とした国および地方

のイニシアチブを強く奨励する。我々は、持続可能な開発の三つの側面を考慮した社会的保護プログラムの最良の慣行に関する世界的な対話を支持し、これに関連して、我々は社会保護の国の床に関する国際労働機関の勧告 202 号に留意する。

11. 我々は、持続可能で、包括的かつ公平な経済成長、全ての人々の完全で生産的な雇用そしてディーセント・ワーク、貧困撲滅と低率で安定したインフレを目的とし、また、全ての人々、特に貧しい人々を含むに、成長の利益が行き届くことを確保し、国内および外的な不均衡を最小限にし、また社会的そして雇用の目標を有し、適切な段階によって生産的雇用の迅速な拡大を導く相互支援戦略に焦点を絞った、首尾一貫した方法でこれらの政策を統一することを模索する、マクロ経済政策を含む、将来をみすえた政策を採用する必要性をくり返し表明する。

12. 我々は、生産能力、完全雇用かつディーセント・ワークを促進する、市場の適切な規制を保障するためのより効果的な政府の関与の必要性を強調する。

13. 我々は、ダイナミックで、包括的であまり機能しかつ社会的に責任を有する民間部門は、経済成長の生成と、貧困の減少にとって価値ある道具であることを認識し、収入の増加と配分を改善すること、生産力を向上すること、女性の地位と能力を強化することそして労働の権利と環境を保護することの一方で、地方段階でのものを含む公的や民間の活動を奨励するためのまた活動的でそしてよく機能する事業部門を育むための適切な政策や規制的な枠組を通して、それを国の段階でまた国内法に合致した方法で進める必要性を強調し、また個人および共同体を強化することにより全ての人々に成長の利益が達することを保障することの重要性をくり返し表明する。

14. 我々は、衡平な発展および活力ある経済の育成を達成するために、女性、農村人口と貧困の人々をとりわけ強調して、マイクロ、中小規模の事業のための様々な持続可能な生産物やサービスへのアクセスを提供する金融社会基盤を有することの重要性を認識する。我々は、個人および共同体の強化、金融とクレジットの分野のサービスへのアクセスを改善することによって、全ての人々に成長の利益が届くことを必ず確かなものとするようにする。我々は、マイクロ・クレジットを含むマイクロ・ファイナンスが、生産力のある自営業の生成にとって効果的であることが証明され、そのことで、ミレニアム開発目標を含む、国際的に合意された開発目標の達成に貢献しうることを認める。

15. 我々は、失業および不完全就業を多少とも解消するためには、農村と都市部の両方の男女の完全な参加を含む、活力のある労働市場を発展させそして促進する必要性を、また再確認する。

16. 我々は、技能発達を通じた個人の雇用や雇用価値を向上するような教育および訓練プログラムを作る必要性を認識する。

17. 我々は、国家そして、適切な場合には、その職務権限内における国際連合システムの関連機関および国際的なまた地域的な機構、並びに市民社会、民間部門、雇用団体、労働組合メディアそしてその他の関連する関係者が、女性および若者の雇用価値を高めるための政策、戦略そして計画を策定した強化し、そして公的や公的でない教育、技術開発また職業訓練、生涯学習と再教育、情報とコミュニケーション技術におけるものを含む、距離の離れた教育そして女性の人生の様々な段階での女性の経済的な地位と能力の強化を支援することを目的としたものを含む、とりわけ発展途上国における起業家の技術、に対するアクセスを改善することによるものを含む、完全で生産的な雇用、ディーセント・ワークに対するそのアクセスを確保することを続けることを促す。

18. 我々は、加盟国が教育、保健、訓練および雇用の間の強い絆を保障し、生産力と競争力のある労働人口の維持を支援し、また経済のニーズに対応する国家の開発目標を前提とした人材開発戦略を採択しかつ実施することを奨励する。

19. 我々は、賃金のデフレ・スパイラルを回避し、需要を増加し、経済的安定を促進し、貧困および不平等を削減しそして社会正義を達成するために規制されたもしくは交渉された最低賃金制度、認められうる労働条件、必要な場合には、強化された労働基準そして団体交渉制度および労働行政を支持する効果的な労働市場政策や適切な場合には法整備を含む、政策を策定することの重要性を認識する。

20. 我々は、後発発展途上国における農業、製造業やサービス業の実行可能なまた競争力のある生産能力の意味のある塊を築く必要性は、後発開発途上国が、世界経済への更なる統合から利益を得て、ショックからの耐性を増加し、包括的且つ公平な成長を持続し、並びに貧困を撲滅し、構造的変革の達成し、そして全ての人々の完全で生産的な雇用やディーセント・ワークを生み出すことになるならば、不可欠であることを強調する。

21. 我々は、農村部の農業および非農業部門の両方の収入を上げ、そして貧しい世帯がより高い食料価格に対応できることを支援するために、食糧の安全保障、商品やサービスへのアクセスと農業の価値連鎖に沿った雇用の発展、並びに農業部門の貿易能力構築を改善するための農業生産能力の改良を奨励し、また、農業と農村部の発展と食糧の安全保障および栄養の促進にあたって重要な主体として農村部の女性の地位と能力の強化が重要であることをくり返し表明する。

22. 我々は、持続可能な食料生産および食糧の安全保障に関する国家が発議した評価を促進することにおけるその役割を含む、世界食糧安全保障委員会の必要な仕事と包括的な性格を再確認し、そして国家が、国の食糧安全保障における土地、漁業と森林の保有の権利に関する責任ある統治についての自発的指針を実施することに十分に考慮することを奨励する。

23. 我々は、長期的失業者を含む、全ての者の雇用政策および計画の立案、そして実行にあたって革新的なアプローチの促進を支持する。

24. 我々は、公平性、包括性と社会の安定と結束を達成するための道具として、公式および非公式経済の社会保護計画を提供することの重要性を認識し、そして非正規雇用者を公式経済に挿入することを目指した国の努力を支援する重要性を強調する。我々は、政府が、関係団体の協力を得て、社会保護制度が社会保障を提供し、また労働市場への参加を支援する必要性を認めつつ、社会保護の制度を開発し、そして非公式経済の労働者も含め、制度の効果や対象範囲の拡大を適切な場合には、拡張若しくは拡大することを促し、また政府が、各国の状況を考慮しつつ、貧困の中で生活もしくは経済的に危うい人々の必要性に焦点を絞り、社会的保護の床が、貧困と脆弱性に取り組む際の制度的基盤を提供しうることが認めながら、基本的社会保障制度への普遍的アクセスにとりわけ考慮を与えることを促す。

25. 我々は、起業が雇用創出を推進することに果たす積極的な役割を強調しつつ、起業を促進する改善された規制的な環境や政策的提言の必要性を強調する。

26. 我々は、企業の社会的責任の重要性を考慮しつつ、実業界と産業界が持続可能な開発活動を進められることができるような国の規制や政策枠組を支持する。我々は、民間部門が、国際連合のグローバル・コンパクトによって促進されたような責任ある事業慣行に従

事するよう求める。

27. 我々は、貧困の中で生活もしくは経済的に危うい人々を支援することの、またその一方で経済の安定させるために支援することの、雇用能力を維持することと促進すること、そしてミレニアム開発目標の達成に向けて保護することそして更なる利益を強固にすることの重要な道具として、社会保護の国内の床に関する国際労働機関勧告 202 号に合致し、また社会保障（最低基準）に関する国際労働機関条約 102 号（1952 年）を念頭に置いた、国家の社会保障制度の基本的要素として、国家によって決定された社会保護の床の創設することおよび適当な場合には維持を含む、社会保護制度への普遍的アクセスを促進することの重要性を強調する。

28. 我々は、貧困を撲滅し、完全で生産的な雇用を促進しそして社会統合を育成する努力の一部として、質のある教育、身体的かつ精神的健康の最高に到達しうる基準および全ての初期診療を受診することが普遍的かつ平等に利用できるという目標を促進することと到達することの重要性を再確認する。我々は、非感染性疾患、HIV/AIDs、マラリア、結核、そしてその他の主要な伝染性の病気の社会と経済の発展への影響について、取り組む継続の必要性を認識する。

29. 我々は、ダカール万人のための教育に関する行動枠組みの重要性を再確認し、2015 年までに、完全で無料かつ義務的な良質の初等教育とそのような教育へのアクセスを保障し、また教育におけるジェンダーの平等の達成に対する約束を再確認し、そして成人と長距離の教育や訓練を含む、生涯学習を通じて全てのレベルの教育へ完全かつ平等なアクセスを保障し、またとりわけ女性と女兒の質がある教育に対する普遍的かつ平等なアクセスという目標を採択すること、促進することそして達成することを目的とした政策を強化することを決意する。

30. 我々は、警戒を増加しかつ国際労働基準の尊重を達成することが必要であることを認め、また無差別、公平、平等、安全そして尊厳の条件下で働くことのできる基本的原則と権利が完全に尊重されて、完全で自由に選択できかつ生産的雇用と全ての者にとってのディーセント・ワークの機会を促進する我々の約束を再確認する。

31. 我々は、労働における基本的原則と権利に関する国際労働機関宣言に従い、職場における基本的原則と権利を普遍的に尊重し、促進しそして実現する必要性を認める。

32. 我々は、労働市場からの彼らの排除を含む、彼らの経済的および社会的発展に有害な影響を与える、植民地や外国の占領の下で生活する人々の自決権の完全な実現の障害を取り除く必要性と彼らの生産能力、雇用そしてディーセント・ワークを促進する必要性を強調する。

33. 我々はまた、社会的かつ経済的発展への障害を取り除くこと、および複合的な人道的緊急事態とテロリズムによって影響を受けている地区に生活している人々の生産能力、雇用とディーセント・ワークの促進することを強調する。

34. 我々は、女性労働者の権利を保護することと促進すること、および構造的そして法的障壁を除去することまた職場におけるジェンダーの平等に向けた型にはまった態度を撤廃すること、そして同一労働または同価値の労働に対する同一報酬の促進のために積極的な措置に着手することの重要性を強調する。

35. 我々は、加盟国が、国内の労働法と労働基準のジェンダーの分析を行い、女子差別撤廃条約と国際労働機関の他の関連条約を含む多数国間文書を基盤として、ジェンダーに敏感な政策と雇用慣行のための指針を制定することを奨励する。

36. 我々は、若者の雇用における投資の増加、積極的な労働市場の支援と官民協力関係を通して、そして国際的なルールと約束に従った労働市場における若者の参加を促進する可能な環境の創出を通して、生産的雇用とディーセント・ワークを得るための、若者の機会を改善する必要性を認識する。

37. 我々は、紛争によって影響を受けた国の若者の雇用をめぐる特別な課題に取り組む必要性を強調する。この点で、我々は、最良の慣行を促進しそして改良するために全ての関連する関係者間の強い協力を促す。

38. さらに、国際社会による国際移住と開発の均衡の取れた、首尾一貫した、かつ包括的なアプローチを促進する努力を奨励し、そして出身国と目的国の両方に対する移住労働者の重要な貢献を認識する。一方で関連する国内法規と適用可能な国際的義務に従いつつ、国際移住の利益を最大限にするために、我々は移住労働者の不公平かつ差別的取り扱いそして労働者の移住に対して不合理な規制を課すことに抵抗しなければならない。我々はま

た、送金コストを下げる方法の模索、外国在住者の積極的な関わりの集積、および彼らの出身国における投資また非移住労働者間の起業を促進することに彼らの関与を育むことを含む、開発の利益を最大化、消極的影響の最小化についての、適切な方法や措置を明らかにするために、国際的な移住と開発の多面的な側面について審議し続ける加盟国の必要性を認識する。

39. 我々は、貧困を撲滅することと完全で生産的な雇用そしてディーセント・ワーク並びに適切な場合は、社会統合を促進することを目的とした幅広い分野での官民協力関係の重要性を強調する。

40. 我々は、効果的な政策は、包括的な過程とりわけ雇用者と労働者の代表間が関わる広範囲に及ぶ社会的対話および、統治と公的サービスの質への注目を通して形成されかつ実施されるべきことを強調する。

41. 我々は、完全で生産的な雇用そしてディーセント・ワークを促進するために多様な出所からの資金の著しい流動化と融資の効果的な活用を必要とするをそしてこれに関連して以下のことを認識する。

- (a) 我々は、近代化された税制、より効率的な税の徴収、税基盤の拡大および脱税と資本逃避の効果的な撲滅を適当な場合には含む、国内資金の流動化と財政余地を促進しまた強化するという加盟国の決意を想起する。
- (b) 我々は、全ての段階における汚職に対する進行中の闘いは優先されるべき事項であることを想起し、そして効果的な資金の流動化と配分に対する障害を除去するためまた開発にとって重要な活動からの資金流用を防止するために、あらゆるその表現における汚職と闘い続けるための緊急かつ決定的な措置を取る必要性を再確認する。
- (c) 我々は、外国からの直接投資を含む、生産部門を強化することと職の創出に貢献することによることを含む、外国からの直接投資の開発への影響を促進することが重要であると認識する。開発に貢献するために、主催国の開発の優先事項を補完するような方法で、外国からの直接投資を促進するために、全ての利害関係者による努力がなされるべきである。外国からの直接投資は、安定した、予測可能な、そして投資を可能とする環境を必要とする。途上国の国家能力は、これに関連して強化されるべきである。投資政策は、持続可能な開発と包括的な成長に強く焦点を絞るべきである。
- (d) 我々は、国際貿易が開発と持続的な経済発展にとっての原動力であることを再確認し、また普遍的で、規則に基づき、開放的で、無差別でまた公平な多数国間貿易制度と意義

のある貿易の自由化という重要な役割が、世界中の経済成長と開発を活気づけ、このことによって、発展の全段階にある全ての国家が、持続可能な開発に向けて進むにあたって、利益を得ることに、果たしうる重要な役割を再確認する。

- (e) 我々は、世界貿易機関の加盟国が、多数国間貿易制度を強化する目的で、透明性、包括性また合意に基づいた意思決定の原則を尊重しながら、野心的で、均衡のとれた、そしてドーハ開発アジェンダの開発指向の決定を達成するための努力を倍増することを促す。世界貿易機関の作業計画に実効的に参加し、また貿易機会を完全に実現するために途上国は、全ての関連する利害関係者の支援と促進された協力が必要である。
- (f) 2015 年までに途上国への政府開発援助のために国民総生産の 0.7%を当てるという目標、および後発開発途上国に対する政府開発援助のために国民総生産の 0.15%から 0.2%という目標を達成するという多数の先進国の約束を含む、全ての政府開発援助の公約の充足が重要であることを強調し、また、まだ発展途上国に対する政府開発援助のための公約を果たしていない先進国が、そのようにすることを促す。
- (g) 我々は、政府開発援助が途上国における開発を補完し、影響力を行使し、開発のための資金を持続することにおいて、そしてとりわけミレニアム開発目標のような国際的に合意された開発目標を含む開発目標の達成を促進することにおいて果たしている重要な役割を強調し、また国家の主体的取組、団結、調和、目標管理および相互責任の基本的原則に基づいた援助の実効性と質の向上のための措置を歓迎する。
- (h) 我々は、この十年、援助の構造が極めて変化したことに留意する。新しい協力の様式を用いた、新たな援助提供者と新しい協力関係の手法は、資金の流れを増加することに貢献した。さらに、開発援助と民間投資、貿易そして新たな開発関係者の間の相互作用は、民間資本の流れに影響力を行使する援助の新たな機会を提供している。
- (i) 我々は、資金調達の革新的な制度は、自主的に開発のための追加的資金を集める途上国が支援に向けて、積極的な貢献を果たしうること、および、かかる資金調達は、補完すべきであって、伝統的な資金調達の代替となるべきではないと考える。

42. 我々は、とりわけ若者の、高い失業率と不完全雇用についての取り組み法に関する経験や最良の慣行を共有することを奨励する。

43. 我々は、促進された政策的対話、調査と分析、性、年齢、障害の構成要素に基づいたデータを含む、データの集積および技術援助の提供を通じたディーセント・ワークの創造の促進を目的とした、国際連合システムの各職務権限や統治構造を認めつつ、適当な場合は、国際金融機関も含む国際連合システム内の政策の一貫性と協力関係の強化を求め、こ

れに関連して、我々は、国際連合機関事務局長調整委員会の貿易および生産能力に関する機関間クラスターの役割を認識する。

44. 我々は、特に若い男女にとっての、利用可能なディーセント・ワークの機会の広範囲に及ぶ不足と労働市場の状況について懸念する。我々は、全ての政府が、今後数十年にわたって、ディーセントなまた生産的な労働へのアクセスをあらゆる場所にいる若者に提供する戦略と政策を策定することまた実行することによって若者の雇用に関する地球的課題に取り組むことを促し、ディーセントな仕事は持続可能でまた包括的な開発を確保しそして貧困を削減するために創造されることが必要である。

45. 我々は、国際連合システム並びに国際金融機関、地域開発銀行、主要グループ、そして民間部門を含むドナーおよび国際組織が、雇用に関する地球的な戦略の実施を支援することを招請し、奨励する。

46. 我々は、国際連合の機関、基金および計画が、南南協力の促進や助長を含む、国際労働機関勧告 202 号に沿った社会保護の床を発展しかつ拡大するために、その要請に基づき国の政府を支援するために、一貫した方法によって各々の活動の調整を継続することを求める。

47. 我々は、国際連合の機関、基金および計画が、マクロ経済政策を含む、雇用と起業家にとってやさしい、一貫した政策を開発する国家を支援するための努力を促進すること、そしてこのような問題を討議するための地球的な場を提供するにあたって、経済社会理事会の役割を強調することをまた求める。

48. 我々は、全ての利害関係者が国際連合システムと協力して、国際連合ボランティアの傘下に青年ボランティア・プログラムを創設することを考慮すること、また中でも雇用に関する計画について青年の焦点を強化することによって、青年とそして青年のためのより強固な協力関係についての事務総長の呼びかけを支援することを奨励する。

49. 我々は国際連合の議事日程の重要な横断的テーマとして完全で生産的な雇用そしてディーセント・ワークを、維持する重要性を強調する。

50. 我々は、加盟国に対し、ポスト 2015 開発議事日程の討議において生産能力、雇用そし

てディーセント・ワークを審議することを求める。